

平成29年分 住民税 (市県民税) 申告相談

税務課
☎ お太助フォン 42-5614

平成30年1月1日現在、安芸高田市に住所のある方で次に該当される方は、最寄りの相談会場で平成29年中の収入などを申告してください。(期間中は「確定申告」の相談も受け付けています)

●日程

16・17ページをご覧ください。

※3月4日(日)、11日(日)は混雑が予想されますので、出来る限り割り当てられた日に申告してください。

※郵送での申告も可能です。

※申告が必要と思われる方には「市民税・県民税・国民健康保険税申告書」「申告の手引き」を送付いたします。

●申告が必要な方

- ・農業、商工業、不動産などの収入があった方
- ・勤務先から市へ給与支払報告書が未提出の方
- ・給与以外の収入(農業、年金など)があった方
- ・年金以外の収入(農業、不動産な

ど)があった方

- ・医療費控除など年末調整で控除されていない控除を受ける方
- ・国民健康保険に加入されている方

●申告に必要な主な書類など

- ・印鑑
- ・給与の源泉徴収票
- ・公的年金の源泉徴収票
- ・農業収支内訳書、および収入、支出の金額等がわかるもの(領収書・預金通帳など)
- ・生命保険等が満期の場合は保険会社発行の証明書
- ・公共事業で土地等を売却した場合、買い取り等の証明書等
- ・生命、地震保険料の支払証明書
- ・社会保険料などの支払証明書、または領収書

確定申告 のお知らせ

吉田税務署 ☎42-0008

●平成29年分の確定申告納期限

- 〈所得税・贈与税〉3月15日(木)
- 〈消費税 地方消費税(個人事業者)〉4月2日(月)

●申告会場

- 吉田税務署 2階
- 〈受付期間〉
2月16日(金)～3月15日(木)
- 〈受付時間〉8時30分～16時
- 〈相談時間〉9時～17時
- ※土日祝日は業務を行っていません

●振替日

- 〈所得税〉4月20日(金)
- 〈消費税 地方消費税(個人事業者)〉4月25日(水)
- ※納税は便利な口座振替をご利用ください

●確定申告に関する一般的なご相談

「確定申告テレフォンセンター」をご利用ください。操作方法は、吉田税務署に電話をかけると音声ガイダンスでご案内しますので「0(ゼロ)番を選択してください。

●社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)に伴う留意点

平成29年分の確定申告書には、「マイナンバー(12桁)の記載」と「本人確認書類の提示または写しの添付」についてご協力をお願いします。

※e-Taxをご利用の場合には「本人確認書類の提示または写しの添付」は不要です。

申告書は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」でも作成できます。

- ・郵送で提出すれば税務署に出向く必要がありません。(e-Taxでの送信も可能)
- ・24時間ご利用いただけます。
- ・計算誤りのない申告書を作成できます。
- ・データを保存すれば翌年もご利用いただけます。



本人確認のご協力をお願いします。

申告書には「マイナンバー(12桁)」の記載が必要となりますが、申告者ご本人へのなりすまし等の不正行為を防止するため、本人確認をさせていただきます。ご来場の際には本人確認書類をご持参ください。また、申告書に扶養親族や控除対象配偶者などの氏名を記載する場合、扶養親族等のマイナンバーも記載していただきますのでご注意ください。(扶養親族等の本人確認書類は不要です)



申告書の提出の際には
マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示または写しの添付
にご協力をお願いします。

◆マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- ・通知カード
- ・マイナンバーの記載がある住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(いずれか1つ)



《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・在留カード
- ・公的医療保険の被保険者証
- ・身体障害者手帳
- など、いずれか1つ

本人確認書類

●次のような特殊な申告は、税務署にご相談ください

- ・青色申告
- ・住宅の新築等による住宅借入金等特別控除の適用1年目の申告
- ・平成28年分以前の申告
- ・雑損控除や災害減免、外国税額控除の申告

●書類の事前集計をお願いします

※混雑の状況により、事前作成された方の対応を優先する場合があります。

- ・医療費控除を申告される方は、平成29年中に支払った医療費金額の集計、及び明細書の作成
- ・営業、農業、不動産所得のある方は「収支内訳書」の作成
- ・総合課税の配当所得のある方で支払通知書が多い場合は、税引前の支払金額、所得税、住民税の集計

●国民健康保険の加入者の方

- ・収入が無い場合でも必ず申告をしてください。申告されない場合、税の軽減措置が行われず、不利益を受けることがあります。
- ・確定申告用の納付証明書が必要な場合、運転免許証・公的医療保険の被保険者証などを持参の上、市役所税務課、または各支所窓口係で証明書の交付申請を行ってください。

- ・相続または贈与等に係る所得の申告
- ・譲渡所得などの分離課税の申告書(給与や年金、農業などの総合課税の所得と分離して税額を計算するもの)

〈例〉

- ①土地・建物の売却所得があるもの(公共事業による収用を除く)
 - ②株式等の譲渡損失があり前年分以前の損失を翌年以降に繰り越すもの
 - ③山林所得があるもの
- ※税務署で所得税の確定申告をされる方は市への申告は不要です。
- ※確定申告書の控えに税務署の収受日付印が必要な場合は、宛名を記入し切手を貼った返信用封筒を準備してください。